

大阪市外国人起業活動促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人起業活動促進事業に関する告示(平成30年経済産業省告示第256号。以下「告示」という。)第2の1に規定する外国人起業活動促進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、告示及び出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)において使用する用語の例による。

(対象事業)

第3条 大阪市が告示第5の4及び5に規定する起業準備活動計画の確認を行う事業は、告示第6により経済産業大臣から認定を受けた「外国人起業活動管理支援計画」第1において定める対象分野で、大阪市長(以下「市長」という。)が認めた事業とする。

(起業準備活動計画の確認申請)

第4条 起業準備活動計画の確認申請をしようとする外国人(以下「申請人」という。)は、起業準備活動計画確認申請書兼同意書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書(告示第5の4(1)に掲げる事項を記載した起業準備活動計画をいう。)(様式第1号の2)
- (2) 申請人の履歴書(様式第1号の3)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(様式1号の4)
- (4) 申請人の旅券の写し
- (5) 上陸後又は在留資格の変更後一年間の申請者の住居を明らかにする書類
- (6) 上陸後又は在留資格の変更後一年間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- (7) 告示5の6(1)⑤イ、ロのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する資料
- (8) 前7号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 起業準備活動計画の更新の確認申請をしようとする外国人(以下「申請人」という。)は、起業準備活動計画確認申請書兼同意書(更新用)(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書(告示第5の5(1)に掲げる事項を記載した起業準備活動計画をいう。)(様式第2号の2)

- (2) 申請人の旅券の写し
 - (3) 在留期間の更新後六月間の申請人の住居を明らかにする書類
 - (4) 在留期間の更新後六月間の申請人の滞在費を明らかにする書類
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 申請人は、同条第1項又は第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、変更事項届出書（様式第3号）に、変更内容を確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。
- 4 起業準備活動計画の確認申請は、申請人本人が行うものとする。ただし、申請人に代わって申請に必要な書類の提出を行うことができる者は、弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する出入国在留管理局長に届け出た者（ただし、申請人本人が国外にいる場合には、本邦の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）であること。）とする。

（起業準備活動計画の確認）

- 第5条 市長は、前条第1項又は第2項の申請があったときは、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る起業準備活動計画が告示第5の6（1）又は（2）のいずれかに該当すると認めたときは、起業準備活動計画の確認をするものとする。
- 2 市長は、起業準備活動計画の確認をしたときは、告示第5の6の規定により、当該確認に係る申請をした外国人に対し、起業準備活動計画確認証明書（様式第4号。以下「確認証明書」という。）又は起業準備活動計画確認証明書（更新用）（様式第5号。以下「更新確認証明書」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、起業準備活動計画の確認の結果、確認証明書又は更新確認証明書を交付することが不適当と認めたときは、起業準備活動確認結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（在留資格報告）

- 第6条 起業準備活動計画の確認を受けた外国人（以下「特定外国人起業家」という。）は、出入国在留管理局長から在留資格「特定活動」の取得又は更新の決定を受けたのち、在留資格「特定活動」の取得（更新）報告書（様式第7号）により、速やかに市長に報告するものとする。

（起業準備活動計画の確認取消し）

- 第7条 市長は、特定外国人起業家について、次のいずれかに該当する場合は、当該確認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為若しくは不実の記載のある文書の提出等により当該確認を受けたことが判明したとき

(2) 起業準備活動計画が実施されていないことが判明し、起業の見込みがないとき

(3) 起業準備活動計画の継続が不可能となったとき

(4) 起業準備活動計画（第4条第3項で届け出た変更後の内容を含む。）が告示第5の
6（1）又は（2）のいずれかに明らかに該当しなくなったとき

2 市長は、同条第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を起業準備活動計画確認取消書（様式第8号）により当該取消しに係る特定外国人起業家に通知するものとする。

3 同条第1項の規定により起業準備活動計画の確認を取り消された者は、直ちに交付された確認証明書又は更新確認証明書を市長に返還しなければならない。

4 市長は、同条第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を告示第8の6（3）に規定するとおり、経済産業大臣及び大阪出入国在留管理局長に報告するものとする。

5 市長は、同条第1項の規定による取消しをしたことによって当該取消しに係る起業準備活動計画の確認をした外国人に損害があつても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

（起業準備活動計画の進捗確認等）

第8条 市長は、告示第8の1の規定により、1月に1回、特定外国人起業家の行う起業準備活動計画の進捗状況等に関する確認を行いその結果を経済産業大臣及び大阪出入国在留管理局長に報告するものとする。

2 市長は、同条第1項の確認を行うに当たっては、特定外国人起業家と面談を行い、起業準備活動計画の実施状況や生活状況等について確認するものとする。

3 市長は、同条第1項の確認をしたときは、その結果に基づいて、告示第5に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画に即した外国人起業活動促進事業が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。

（起業準備活動計画の調査等）

第9条 市長は、起業準備活動計画の進捗状況の確認その他この要綱の実施のため必要があると認めるときは、特定外国人起業家その他の関係人に対し、口頭による説明、文書の提出その他必要な対応を求めることができる。

2 市長は、起業準備活動計画の進捗状況その他起業準備活動計画の確認をした外国人に係る状況について、必要に応じて経済産業大臣又は大阪出入国在留管理局長に情報を提供するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、外国人起業活動促進事業の実施に関し必要な事項

は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。

起業準備活動計画確認申請書兼同意書

年　月　日

大阪市長

国籍・地域申請人 住 所連絡先氏 名

外国人起業活動促進事業に関する告示(平成30年経済産業省告示第256号。以下、「告示」という。)第5の4に規定する起業準備活動計画の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、交付に際しては、大阪市外国人起業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく職員の指示に従います。

<添付資料>

	提出書類	チェック欄
(1)	起業準備活動計画書(様式第1号の2)	<input type="checkbox"/>
(2)	申請人の履歴書(様式第1号の3)	<input type="checkbox"/>
(3)	暴力団排除に関する誓約書(様式第1号の4)	<input type="checkbox"/>
(4)	申請人の旅券(パスポート)の写し	<input type="checkbox"/>
(5)	申請人の上陸後又は在留資格の変更後1年間の住居を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
(6)	申請人の上陸後又は在留資格の変更後1年間の滞在費を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
(7)	告示第5の6(1)⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する書類	<input type="checkbox"/>
(8)	その他大阪市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

同意書

- 1 私は、日本の関係法令のほか、大阪市外国人起業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく大阪市及び本事業に係る指定管理者（以下、「大阪市等」という。）の指示に従います。
- 2 私は、申請書及び関係書類の内容における技術的及び経営的営業秘密の保護について、あらかじめ法的保護を行うなど、私の責任で対応します。
- 3 私は、私が実施する起業準備活動に関する責任について、全て私に帰すること及び起業準備活動を実施する際に発生した損益について、全て私に帰することに同意します。また、私が実施する起業準備活動において、第三者に加えた損害は全て私が賠償します。そのため、私が実施する起業準備活動に関する責任及び起業準備活動を実施する際に発生した損益について、大阪市等はその責めを負わないことについて同意します。また、私が実施する起業準備活動において、第三者に加えた損害があっても、大阪市等はその損害の賠償の責めを負わないことに同意します。
- 4 私は、大阪市等に対して提出した個人情報を含む申請書及び関係書類（以下「個人情報等」という。）を大阪市等が保管し、返却されないことを了承します。
- 5 私は、大阪市等が起業準備活動の確認の目的にのみ個人情報等を使用することに同意し、かかる目的の範囲内において複製することに同意します。また、かかる目的の範囲内において、個人情報等を知る必要がある経済産業大臣及び大阪出入国在留管理局長に対して大阪市が情報を開示することに同意します。
- 6 私は、上陸後又は在留資格の変更後から起業に至るまでの間、1月に1回、起業準備活動計画の進捗状況について大阪市等に報告を行うとともに、面談の実施、進捗状況の確認に必要な資料及び通帳の写しなど資金状況が分かる資料の提出その他の求めに応じます。
- 7 私は、起業準備活動の継続が困難であると大阪市が判断したときは、在留期間が満了するまでの間に帰国します。また、私が帰国する際の資金については、自己資金又は本国の親族等からの送金等自己の責任において確保します。

以上を同意のうえ、申請します。

氏名 _____

起業準備活動計画書

年 月 日

申請人氏名

1 申請人の概要

(1) 起業の動機及び将来の展望（大阪市で起業する動機を含む）

(2) 事業における申請人の役職・役割

(3) 申請人の事業経験

a 経営の経験	<input type="checkbox"/> 事業を経営した経験はない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営した経験がある。 (事業を開始した時期： 年 月) (既にその事業をやめている場合、廃止時期： 年 月)
b 事業に必要な資格	<input type="checkbox"/> 有 (取得： 年 月) <input type="checkbox"/> 無
c 知的財産権	<input type="checkbox"/> 有 (・申請中・登録済) <input type="checkbox"/> 無

(4) 本事業に共同で申請する方がいる場合は、その申請人の氏名を記載してください。

(5) 起業の予定 ※起業時に想定されるものを記載してください。

a 開業予定日	年 月 日	※法人登記日、開業届出日など	
b 業種		未定の場合は、「未定」と記載してください。	
c 提供する商品・サービス			
d 事業所開設場所	大阪市 区	(建物名)	
e 資本金 (または自己資金)	円		
f 株主構成 (持分比率)	株主名	住所	持分比率
	合計		
g 役員 ※申請人以外	氏名：	国籍：	
	住所：	役職：	
	勤務形態：		
h 従業員数	社員 名 パート・アルバイト	名 計 0 名	

2 事業の概要

(1) 実施する事業の概要（商品・サービスの概要）

(2) 商品・サービスの販売・提供方法（販売先、販売方法、販売単価等）

(3) 商品・サービスの製造元、仕入先、協力者や原価率、原価の内訳

(4) 必要となる経営資源（事業資金、事務所、設備、ライセンス、従業員等）

(5) 収益を上げることが可能な理由、市場における競合他社との差別化要因
(革新的な技術、商品、サービス、ビジネスモデル等)

(6) 経営・管理ビザ要件について

・起業準備活動計画書に基づき、1年内に以下の要件を満たすことを目指す。

- イ 2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模であること。
- ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
- ハ イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

・経営管理ビザ申請時の手持ち資金が五百万円に満たない場合の具体的な資金調達方法

3 起業に必要な資金と調達方法

ビジネスに必要な資金を記載してください。

必要な資金	金額	資金の調達方法	金額	
設備資金 ※店舗、工場、機械、備品など	【内訳】			
	・	自己資金	0円	
	・		0円	
	・	その他（借入等）		
	・	【内訳・返済方法】		
	・	・	0円	
運転資金 ※商品仕入、経費支払資金など	・		0円	
	・	・	0円	
	・		0円	
	・	・	0円	
	・		0円	
	小計	0円	0円	
	【内訳】			
	・	・	0円	
	・		0円	
	・	・	0円	
	・		0円	
	小計	0円	0円	
合計		0円	合計	0円

4-1 年度別損益計画書

	第1期	第2期	第3期
	1年目	2年目	3年目 (単位：千円)
	0		
	0	千円単位で記載してください。 (ex.) 3,000,000円 → 3,000 500,000円 → 500 20,000円 → 20	
売上高 (A)	0		0
	0		
売上原価 (B)	0	0	0
売上総利益 (C=A-B)	0	0	0
役員報酬	0		
人件費	0		
減価償却費	0		
地代・家賃	0		
通勤交通費	0		
水道・光熱費	0		
通信費	0		
消耗品費	0		
その他	0		
	0		
	0		
	0		
販売費、一般管理費計 (D)	0	0	0
営業利益 (E=C-D)	0	0	0
支払い利息	0		
	0		
営業外損失 (F)	0	0	0
経常利益 (E-F)	0	0	0

【参考】人件費について

	第1期	第2期	第3期
従業員数 (正社員)	人数： 人 支払給与： 円	人数： 人 支払給与： 円	人数： 人 支払給与： 円
従業員数 (パート)	人数： 人 支払給与： 円	人数： 人 支払給与： 円	人数： 人 支払給与： 円

4-2 月別損益計画書（第1期）

何月から開始予定か記載のうえ、以降も記載してください。
(5月開始の場合、5月、6月、7月、8月、9月……)

(単位：千円) ↗

5 資金繰り予測

何月から開始予定か記載のうえ、以降も記載してください。
(5月開始の場合、5月、6月、7月、8月、9月……)

(単位：千円) ↑

6 起業活動の工程表と準備期間中の資金について

6箇月以内に「経営管理」ビザの取得を予定している場合、
7月目以降の記載は不要です。

申請日以降、起業準備活動の予定を記入してください。

	申請時点	年月 (1月目)	年月 (2月目)	年月 (3月目)	年月 (4月目)	年月 (5月目)	年月 (6月目) ※起業準備活動 更新申請時	年月 (7月目)	年月 (8月目)	年月 (9月目)	年月 (10月目)	年月 (11月目)	年月 (12月目) ※在留資格 変更申請時	
事業所準備														
設備準備														
登記事項の 整理状況														
雇用														
許認可 手続き														
取引先開拓														
販売先開拓														
仕入れ先 開拓														
仕入れ														
その他														合計
事業 資金	設備資金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	運転資金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
生活資金 (※家賃含む)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
月合計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
自己資金残額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

スタートアップビザ申請時の手持ち資金（現金預金残高）	0円
「経営・管理」ビザ申請時の手持ち資金（現金預金残高）	0円

⇒「経営・管理」ビザ申請時の手持ち資金が五百万円に満たない場合は、2(6)に具体的な資金調達方法を記入してください。

6 起業活動の工程表と準備期間中の資金について

申請日以降、起業準備活動の予定を記入してください。

	申請時点	2024年10月 (1月目)	2024年11月 (2月目)	2024年12月 (3月目)	2025年1月 (4月目)	2025年2月 (5月目) ※起業準備活動 更新申請時	2025年3月 (6月目) ※在留資格 更新申請時	2025年4月 (7月目)	2025年5月 (8月目)	2025年6月 (9月目)	2025年7月 (10月目)	2025年8月 (11月目)	2025年9月 (12月目) ※在留資格 変更申請時
事業所準備	情報収集	物件探し						契約					
設備準備	情報収集						契約		機器等搬入				
登記事項の整理状況	—					書類作成				登記完了			
雇用	—							募集		採用			
許認可手続き	—												
取引先開拓	海外では既存顧客有	市場調査					営業			受注			
販売先開拓	海外では既存顧客有	市場調査					営業			受注			
仕入れ先開拓	—												
仕入れ	—												
その他	日本語学習										経営・管理ビザ申請		合計
事業資金	設備資金	0円	0円	0円	0円	0円	300,000円	1,000,000円	0円	0円	0円	0円	1,300,000円
	運転資金	0円	0円	0円	0円	0円	50,000円	0円	200,000円	400,000円	200,000円	0円	0円
生活資金(※家賃含む)	0円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	0円	0円	2,700,000円
月合計	0円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	350,000円	600,000円	1,500,000円	700,000円	500,000円	0円	0円	4,850,000円
自己資金残額	10,000,000円	9,700,000円	9,400,000円	9,100,000円	8,800,000円	8,450,000円	7,850,000円	6,350,000円	5,650,000円	5,150,000円	5,150,000円	5,150,000円	5,150,000円

スタートアップビザ申請時の手持ち資金（現金預金残高）	10,000,000円
「経営・管理」ビザ申請時の手持ち資金（現金預金残高）	5,150,000円

⇒「経営・管理」ビザ申請時の手持ち資金が五百万円に満たない場合は、2(6)に具体的な資金調達方法を記入してください。

履歴書

年 月 日現在

ふりがな 氏名		写真を貼る位置	
年　月　日生（満　歳）			
ふりがな 現住所 〒		電話	
ふりがな 連絡先 〒 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)		電話 E-mail	

記入上の注意

1. 鉛筆以外の黒又は青の筆記具で記入。
 2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。
 3. ※印のところは、該当するものを○で囲む。

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）
年	月	免許・資格

特記事項	扶養家族数（配偶者を除く）	
	人	
	配偶者	配偶者の扶養義務
	※ 有・無	※ 有・無

(様式第1号の4(表))

年 月 日

大阪市長

(申請人)

住 所

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日 生

誓 約 書

私は、大阪市外国人起業活動促進事業実施要綱に基づく「起業準備活動計画書」又は「起業準備活動計画書(更新用)」を大阪市から確認を受けるにあたり、大阪市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から除外していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、「起業準備活動計画書」又「起業準備活動計画書(更新用)」の作成及び確認申請に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

以上

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

起業準備活動計画確認申請書兼同意書（更新用）

年　月　日

大阪市長

国籍・地域申請人 住 所連絡先氏 名

外国人起業活動促進事業に関する告示(平成30年経済産業省告示第256号。以下、「告示」という。)第5の5に規定する起業準備活動計画の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、交付に際しては、大阪市外国人起業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく職員の指示に従います。

<添付資料>

	提出書類	チェック欄
(1)	起業準備活動計画書（様式第2号の2）	<input type="checkbox"/>
(2)	申請人の旅券（パスポート）の写し	<input type="checkbox"/>
(3)	申請人の在留期間の更新後6ヶ月間の住居を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
(4)	申請人の在留期間の更新後6ヶ月間の滞在費を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
(5)	その他大阪市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

同意書

- 1 私は、日本の関係法令のほか、大阪市外国人起業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく大阪市及び本事業に係る指定管理者（以下、「大阪市等」という。）の指示に従います。
- 2 私は、申請書及び関係書類の内容における技術的及び経営的営業秘密の保護について、あらかじめ法的保護を行うなど、私の責任で対応します。
- 3 私は、私が実施する起業準備活動に関する責任について、全て私に帰すること及び起業準備活動を実施する際に発生した損益について、全て私に帰することに同意します。また、私が実施する起業準備活動において、第三者に加えた損害は全て私が賠償します。そのため、私が実施する起業準備活動に関する責任及び起業準備活動を実施する際に発生した損益について、大阪市等はその責めを負わないことについて同意します。また、私が実施する起業準備活動において、第三者に加えた損害があっても、大阪市等はその損害の賠償の責めを負わないことに同意します。
- 4 私は、大阪市等に対して提出した個人情報を含む申請書及び関係書類（以下「個人情報等」という。）を大阪市等が保管し、返却されないことを了承します。
- 5 私は、大阪市等が起業準備活動の確認の目的にのみ個人情報等を使用することに同意し、かかる目的の範囲内において複製することに同意します。また、かかる目的の範囲内において、個人情報等を知る必要がある経済産業大臣及び大阪出入国在留管理局長に対して大阪市が情報を開示することに同意します。
- 6 私は、在留資格の更新後から起業に至るまでの間、1月に1回、起業準備活動計画の進捗状況について大阪市等に報告を行うとともに、面談の実施、進捗状況の確認に必要な資料及び通帳の写しなど資金状況が分かる資料の提出その他の求めに応じます。
- 7 私は、起業準備活動の継続が困難であると大阪市が判断したときは、在留期間が満了するまでの間に帰国します。また、私が帰国する際の資金については、自己資金又は本国の親族等からの送金等自己の責任において確保します。

以上を同意のうえ、申請します。

氏名

起業準備活動計画書(更新用)

年 月 日

申請人氏名

1 申請人の概要

(1) 起業の動機及び将来の展望(大阪市で起業する動機を含む)

(2) 事業における申請人の役職・役割

(3) 申請人の事業経験

a 経営の経験	<input type="checkbox"/> 事業を経営した経験はない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営した経験がある。 (事業を開始した時期 : 年 月) (既にその事業をやめている場合、廃止時期 : 年 月)
b 事業に必要な資格	<input type="checkbox"/> 有(取得: 年 月) <input type="checkbox"/> 無
c 知的財産権	<input type="checkbox"/> 有(・申請中・登録済) <input type="checkbox"/> 無

(4) 本事業に共同で申請する方がいる場合は、その申請人の氏名を記載してください。

(5) 起業の予定 ※起業時に想定されるものを記載してください。

a 開業予定日	年 月 日 ※法人登記日、開業届出日など		
b 業種			
c 提供する商品・サービス			
d 事業所開設場所	大阪市 区 (建物名)		
e 資本金 (または自己資金)	円		
f 株主構成 (持分比率)	株主名	住所	持分比率
	合計		
g 役員 ※申請人以外	氏名 :		国籍 :
	住所 :		役職 :
	勤務形態 :		
h 従業員数	社員 名	パート・アルバイト 名	計 0 名

2 事業の概要

(様式第2号の2)

(1) 実施する事業の概要（商品・サービスの概要）

(2) 商品・サービスの販売・提供方法（販売先、販売方法、販売単価等）

(3) 商品・サービスの製造元、仕入先、協力者や原価率、原価の内訳

(4) 必要となる経営資源（事業資金、事務所、設備、ライセンス、従業員等）

(5) 収益を上げることが可能な理由、市場における競合他社との差別化要因
(革新的な技術、商品、サービス、ビジネスモデル等)

(6) 経営・管理ビザ要件について

・起業準備活動計画書に基づき、1年以内に以下の要件を満たすことを目指す。

- イ 2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模であること。
- ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
- ハ イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

・経営管理ビザ申請時の手持ち資金が五百万円に満たない場合の具体的な資金調達方法

3 起業に必要な資金と調達方法

必要な資金	金額	資金の調達方法	金額
【内訳】		自己資金	0円
・	0円		
設備資金	0円		
※店舗、工場、機械、備品など	0円	その他（借入等）	
・	0円	【内訳・返済方法】	
・	0円	・	0円
・	0円	・	0円
・	0円	・	0円
	小計	0円	
【内訳】			
・	0円	・	0円
・	0円	・	0円
・	0円	・	0円
・	0円	・	0円
・	0円	・	0円
・	0円	・	0円
・	0円	・	0円
運転資金	0円		
※商品仕入、経費支払資金など	0円		
・	0円		
	小計	0円	
合計	0円	合計	0円

4-1 年度別損益計算書

(単位：千円)

	第1期	第2期	第3期
	0		
	0		
売上高 (A)	0	0	0
	0		
	0		
売上原価 (B)	0	0	0
売上総利益 (C=A-B)	0	0	0
役員報酬	0		
人件費	0		
減価償却費	0		
地代・家賃	0		
通勤交通費	0		
水道・光熱費	0		
通信費	0		
消耗品費	0		
その他	0		
	0		
	0		
	0		
販売費、一般管理費計 (D)	0	0	0
営業利益 (E=C-D)	0	0	0
支払い利息	0		
	0		
営業外損失 (F)	0	0	0
経常利益 (E-F)	0	0	0

【参考】人件費について

	第1期	第2期	第3期
従業員数 (正社員)	人数： 人 支払給与： 円	人数： 人 支払給与： 円	人数： 人 支払給与： 円
従業員数 (パート)	人数： 人 支払給与： 円	人数： 人 支払給与： 円	人数： 人 支払給与： 円

4-2 月別損益計画書（第1期）

(単位：千円)

5 資金繰り予測

(単位：千円)

6 起業活動の工程表と準備期間中の資金について

申請日以降、起業準備活動の予定を記入してください。

	申請時点	年月 (1月目)	年月 (2月目)	年月 (3月目)	年月 (4月目)	年月 (5月目)	年月 (6月目)	年月 (7月目)	年月 (8月目)	年月 (9月目)	年月 (10月目)	年月 (11月目)	年月 (12月目)
		※起業準備活動 更新申請時		※在留資格 更新申請時		※在留資格 変更申請時							
事業所準備													
設備準備													
登記事項の 整理状況													
雇 用													
許 認 可 手 続 き													
取引先開拓													
販売先開拓													
仕入れ先 開 拓													
仕 入 れ													
そ の 他													合計
事 業 資 金	設備資金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	運転資金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
生活資金 (※家賃含む)		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
月合計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
自己資金残額		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

スタートアップビザ申請時の手持ち資金（現金預金残高）	0円
「経営・管理」ビザ申請時の手持ち資金（現金預金残高）	0円

⇒ 「経営・管理」ビザ申請時の手持ち資金が五百万円に満たない場合は、2(6)に具体的な資金調達方法を記入してください。

変更事項届出書

年 月 日

大阪市長

国籍・地域申請人 住 所連絡先氏 名

年 月 日付けで交付された（起業準備活動計画確認証明書・起業準備活動計画確認証明書（更新用））（確認証明書番号： ）に係る起業準備活動計画について、大阪市外国人起業活動促進事業実施要綱第4条第3項に基づき、下記のとおり変更事項を届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項・内容・理由

変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

番号_____

起業準備活動計画確認証明書

国籍・地域_____

氏名_____

上記の者が、 年 月 日付で行った外国人起業活動促進事業に関する告示
(平成30年経済産業省告示第256号) 第5の4に規定する起業準備活動計画確認の申請について、同告示第5の6(1)に掲げる事項のいずれにも該当することを確認します。

なお、上記(1)のうち③については、

- イ 2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模であること。
- ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
- ハ イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

⑤については、

- イ 大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ロ 本邦の専門学校の専門課程を修了し、専門士又は高度専門士の称号を付与されたこと。
- ハ 起業を目指す事業の分野に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。
- ニ 外国において当該分野に関連する事業の経営又は管理に1年以上従事していること。
- ホ 6月以内に、次のいずれかに該当する見込みがあること。
 - イ 2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模であること。
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
 - ハ イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

に該当することを確認しています。

この証明書の有効期限は、次のとおりです。

有効期限： 年 月 日

年 月 日

大阪市長

印

番号 _____

起業準備活動計画確認証明書（更新用）

国籍・地域 _____

氏名 _____

上記の者が、 年 月 日付で行った外国人起業活動促進事業に関する告示
(平成30年経済産業省告示第256号) 第5の5に規定する起業準備活動計画更新確認の
申請について、同告示第5の6(2)に掲げる事項のいずれにも該当することを確認
します。

なお、上記(2)のうち③については、次に該当すること確認しています。

- イ 2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模であること。
- ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
- ハ イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

この証明書の有効期限は、次のとおりです。

有効期限： 年 月 日

年 月 日

大阪市長

印

(様式第 6 号)

大〇〇〇第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

起業準備活動確認結果通知書

年 月 日付けで提出された外国人起業活動促進事業に関する告示（平成 30 年経済産業省告示第 256 号）第 5 の 4 又は第 5 の 5 に規定する起業準備活動計画の確認申請について、同告示第 5 の 6 (1) 又は第 5 の 6 (2) に掲げる要件の確認を行ったところ、下記の理由に基づき、起業準備活動確認証明書又は起業準備活動確認証明書（更新用）の発行に至らなかったことを通知します。

記

(理由)

年 月 日

大阪市長

国籍・地域申請人 住 所連絡先氏 名

在留資格「特定活動」の取得（更新）報告書

年 月 日付けの起業準備活動計画確認証明書の交付を受け、下記のとおり在留資格「特定活動」を取得（更新）したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 在留資格の取得状況

許可日	年 月 日
在留期間 (満了日)	月 (年 月 日)

2 関係書類

(様式第8号)

大〇〇〇第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

起業準備活動計画確認取消書

年 月 日付けで交付しました（起業準備活動計画確認証明書・起業準備活動計画確認証明書（更新用））（確認証明書番号： ）に係る（告示第5の4・告示第5の5）の起業準備活動計画確認については、大阪市外国人起業活動促進事業実施要綱第7条第1項第 号の規定により取り消しましたので、通知します。

なお、当該取消しの理由は、下記の通りです。

記

【取消理由】